

# お問合せ

<b>総合窓口</b>		 県 新型コロナウイルス お困りごと相談センター Tel: 026-235-7945
<b>貸付</b>	個人向け緊急小口資金	お住まいの 市町村社会福祉協議会
	総合支援資金（生活支援費）	
<b>給付金</b>	特別定額給付金	特別定額給付金 コールセンター Tel: 0120-260020  お住まいの市町村
	臨時特別給付金	お住まいの市町村
	給付奨学金	日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel: 0570-666-301
	住居確保給付金	お住まいの市町村
<b>税・保険料猶予</b>	納税猶予 払戻し放棄に伴う寄附金控除 自動車税環境性能割の軽減延長 住宅ローン控除適用の弾力化 耐震改修住宅の特例の弾力化 特別貸付に係る非課税措置	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	国民健康保険料・国民年金保険料	お住まいの市町村



新型コロナウイルス感染症で  
影響を受けている

# 長野県の 従業者の みなさまへ

生活資金や納税、保険料納付などでお困りの方へ  
各種支援策を実施しておりますのでご活用下さい。

長野県産業労働部（2020年5月7日現在）

# 従業者向け

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容	お問い合わせ
貸付	一時的な資金が必要 (主に休業された方)	個人向け緊急小口資金	貸付限度額：学校等の休業、個人事業主等の特例は <b>20万円</b> 以内 その他の場合、 <b>10万円</b> 償還期限：2年以内（据置期間1年以内） 金利： <b>無利子</b>	お住まいの 市町村社会福祉協議会
	生活の立て直しが必要 (主に失業された方)	総合支援資金（生活支援費）	貸付限度額：2人以上の世帯 <b>20万円</b> /月以内 単身世帯 <b>10万円</b> /月以内 償還期限：10年以内（据置期間1年以内） 金利： <b>無利子</b>	
給付金	すべての県民のみなさまに	特別定額給付金	対象者：令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者 給付額： <b>10万円/人</b>	特別定額給付金 コールセンター Tel：0120-260020 お住まいの市町村
	子育て世代に児童手当を増額	臨時特別給付金	児童手当（6月分）を増額 <b>1万円/人</b>	お住まいの市町村
	家計が急変（収入減）し、 <b>大学等の授業料が支払えない</b>	給付奨学金	世帯の所得金額の見込みに基づき <b>奨学金を給付</b> ※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができる。	日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel：0570-666-301
	家計が急変（収入減）し、 <b>アパート等の家賃が支払えない</b>	住居確保給付金	生活困窮者に家賃を実費給付 上限： <b>単身世帯 31,800円/月</b> <b>2人世帯 38,000円/月</b> <b>3～5人世帯 41,300円/月</b> ※居住地によって上限が異なるので注意。 給付期間：原則3カ月（再調9カ月まで延長可能）	お住まいの市町村
税・保険料猶予	現在、 <b>納税</b> が厳しい	納税猶予＜証紙徴収を除く <b>全税目</b> ＞ 払戻し放棄に伴う寄附金控除＜ <b>所得税・住民税</b> ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ <b>自動車税・軽自動車税</b> ＞ 住宅ローン控除適用の弾力化＜ <b>所得税・住民税</b> ＞ 耐震改修住宅の特例の弾力化＜ <b>不動産取得税</b> ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ <b>印紙税</b> ＞		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	<b>社会保険料</b> 等が支払えない	国民健康保険料・国民年金保険料	自治体の判断で徴収期限を決定	お住まいの市町村